

衛生センター基幹的設備改良工事

入札説明書

令和8年6月

北薩広域行政事務組合

北薩広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）が管理・運営する「北薩広域行政事務組合衛生センター」（以下、「本施設」という。）は、平成6年度～平成8年度に建設された計画処理量121kL/日（し尿：85kL/日、浄化槽汚泥：36kL/日）のし尿処理施設であり、平成9年4月から供用開始し、現在に至っている。

本組合ではこれまでに、必要に応じて点検・整備を行い施設の保全と機能維持に努めてきたが、供用開始後29年が経過し、設備機器の一般的な耐用年数を超過するなど、老朽化の進行による維持管理費や補修費が増加している。また、乾燥焼却設備の電気集塵機については老朽化が著しく、オゾン設備についても交換部品入手に困難が生じ始めている。

以上のような状況のもと、今後も、長期にわたるし尿等の適正処理の安定的な維持と、地球温暖化防止にも配慮した循環型社会形成のさらなる推進を目指し、衛生センター基幹的設備改良工事（以下、「本工事」という。）を行うこととした。

この『衛生センター基幹的設備改良工事 入札説明書』（以下、「入札説明書」という。）は、本工事を実施する民間事業者選定のための条件付一般競争入札（事前審査型）に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書類によるものとする。

本工事に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書類に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書類に沿って、本工事の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 整備工事の概要.....	2
1 工事名.....	2
2 工事場所.....	2
3 工期.....	2
4 計画施設の種類.....	2
5 現施設の概要.....	2
第3章 工事範囲.....	3
1 本工事.....	3
2 付帯工事.....	3
3 解体・撤去工事.....	3
4 その他工事.....	4
第4章 入札手続等.....	5
1 落札者選定までのスケジュール（予定）.....	5
2 入札説明書類の公表等に関する事項.....	5
3 入札参加者の参加資格要件.....	6
4 参考資料の閲覧及び現場確認に関する事項.....	7
5 入札参加資格に関する事項.....	8
6 見積図書の提出に関する事項.....	10
7 改善指示書の送付.....	11
8 発注仕様書の公表に関する事項.....	12
9 予定価格の公表に関する事項.....	12
10 入札に関する事項.....	12
11 入札の辞退.....	14
12 契約の締結に関する事項.....	14
13 その他の留意事項.....	16
第5章 事務局.....	17
1 事務局.....	17

第1章 用語の定義

構成市町：阿久根市、出水市、長島町をいう。

落札者：入札参加者のうち、本工事を実施する者として本組合が条件付一般競争入札において選定した者をいう。

民間事業者：入札参加者、落札者、建設事業者の総称をいう。

本施設：本組合が本工事によって整備する「衛生センター」の建築物、敷地、プラント等の全てをいう。

建設工事請負契約書：本組合と落札者との間で締結される契約をいう。

入札参加者：入札に参加する単体企業をいう。

入札説明書類：本工事の入札公告に際して配布する入札説明書、発注仕様書（案）、様式集などの資料であり、本工事に関する条件を示す資料をいう。

発注仕様書：別途公表する「衛生センター基幹的設備改良工事 発注仕様書」をいう。

資格審査申請書類：入札参加者が本工事の応募に際し、本組合に提出する提案書類の一つであり、入札参加資格審査申請書、実績等の書類をいう。

見積図書：本工事の入札説明書類に従い民間事業者が提出する見積設計図書、見積書などの資料をいう。

第2章 整備工事の概要

1 工事名

衛生センター基幹的設備改良工事

2 工事場所

鹿児島県出水市高尾野町下水流 3861 番地

3 工期

令和 8～10 年度予定（3 か年継続工事）

着工：本契約の締結日の翌日から

竣工：令和 11 年 3 月 30 日

4 計画施設の種類の種類

し尿処理施設

5 現施設の概要

現施設の概要を下表に示す。

施設名	北薩広域行政事務組合 衛生センター	
施設所管	北薩広域行政事務組合	
施設所在地	〒899-0405 鹿児島県出水市高尾野町下水流 3861 番地	
計画処理能力（現状）	121kL/日 （し尿：85kL/日、浄化槽汚泥：36kL/日）	
建設 経過	着工	平成 6 年 8 月
	竣工	平成 9 年 2 月
	増改造等	無し
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過）	
プロセス用水	伏流水	
放流先	八代海	
管理体制	直営、委託	

第3章 工事範囲

1 本工事

- (1) 機械設備工事
 - ア 受入貯留設備工事
 - イ 1次・2次処理設備工事
 - ウ 凝集分離設備工事
 - エ 高度処理設備工事
 - オ 消毒放流設備工事
 - カ 前脱水設備工事
 - キ 脱臭設備工事
 - ク 取排水設備工事
 - ケ その他必要な機械設備工事
- (2) 配管・ダクト設備工事
 - ア し尿系統配管工事
 - イ 汚水系統配管工事
 - ウ 汚泥系統配管工事
 - エ 空気系統配管工事
 - オ 薬品系統配管工事
 - カ 取排水系統配管工事
 - キ 臭気系統配管工事
 - ク その他必要な配管・ダクト工事
- (3) 電気・計装設備工事
 - ア 電気設備工事
 - イ 計装設備工事
 - ウ その他必要な電気・計装設備工事
- (4) 土木・建築工事
 - ア 処理棟工事
 - イ その他必要な土木・建築工事

2 付帯工事

- (1) 仮設及び切り回し工事
- (2) 既設設備機器等の取合い工事
- (3) 点検歩廊設置工事
- (4) 脱水汚泥仮設貯留・排出設備工事（必要に応じて）
- (5) その他必要な付帯工事

3 解体・撤去工事

- (1) 土木・建築設備解体・撤去工事
- (2) プラント設備解体・撤去工事
- (3) ダイオキシン類・アスベストばく露防止対策
- (4) 廃棄物処理・処分

- (5) その他解体・撤去工事
 - ア 不要設備機器及び配管等の撤去工事
 - イ 不要電気設備機器等の撤去工事

(6) 調査測定

4 その他工事

- (1) 試運転及び運転指導
- (2) 水槽清掃工事
- (3) 外構工事
- (4) 施設照明工事
- (5) 処理棟付帯設備
- (6) その他必要な工事
- (7) 予備品、工具等（本工事に係るものに限る）

第4章 入札手続等

1 落札者選定までのスケジュール（予定）

本工事は、入札参加者が入札説明書類に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ入札参加者の提案内容が、技術的観点から本組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。

なお、落札者の選定は、条件付一般競争入札（事前審査型）により行う。

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

(1) 入札公告	令和8年6月11日（木）
(2) 入札説明書類の公表	令和8年6月11日（木）
(3) 入札説明書類に係る質問書の提出期限	令和8年6月29日（月）
(4) 入札説明書類に係る質問書への回答	令和8年7月6日（月）
(5) 入札参加資格審査申請書類の提出期限	令和8年7月10日（金）
(6) 入札参加資格審査結果の通知	令和8年7月22日（水）
(7) 見積図書の提出期限	令和8年8月28日（金）
(8) 改善指示書の送付	令和8年10月2日（金）
(9) 発注仕様書及び予定価格の公表（予定）	令和8年10月30日（金）
(10) 入札書等到着期限	令和8年11月13日（金）
(11) 開札日	令和8年11月16日（月）

2 入札説明書類の公表等に関する事項

(1) 入札説明書の公表

本組合は、入札説明書類を次のとおり公表する。

ア 公表日

令和8年6月11日（木）

イ 公表場所

本組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。

<http://hokusatukouiki.jp/>

(2) 入札説明書類に係る質問の受付

入札説明書類の内容等に係る質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和8年6月29日（月）午後5時

イ 質問の方法

入札説明書類に係る質問書（第1号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（Wordデータを送付すること。）

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。本組合は、電子メールにより、質問提出の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

ウ 提出先

事務局

エ その他

入札に参加する予定のない者は質問を遠慮すること。

(3) 入札説明書類に係る質問に対する回答

本組合は、入札説明書類の内容等に係る質問に対する回答書を本組合ホームページにて公表する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

ア 回答期限

令和8年7月6日（月）

質問内容に応じ、随時回答を行うが、最終回答期限を示している。

イ 回答場所

本組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。

<http://hokusatukouiki.jp/>

ウ その他

本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は単体企業とし、資格審査申請書類の提出日において、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 本組合の令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北薩広域行政事務組合建設工事等有資格者業者の指名停止に関する要綱（平成25年北薩広域行政事務組合告示第11号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「建設業法」という。）第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下、「会社更生法」という。）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号。以下、「民事再生法」という。）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 建設業法の清掃施設工事又は機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を3年以上受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。）かつ有効な「清掃施設」又は「機械器具設置」の総合評定値のいずれかが1,000点以上であること。
- (9) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間に、地方公共団体若しくは一部事務組合が発注し、循環型社会形成推進交付金を活用したし尿処理施設又は汚泥再生

処理センターの基幹的設備改良工事（CO₂削減）又は新設工事を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）として竣工した実績を1件以上有すること。

(10) 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を本工事の現場に専任で配置できること。また、監理技術者は、「清掃施設」又は「機械器具設置」を保有する者とし、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの工事に関する実務経験を有する者とする。加えて、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(11) 他の入札参加者と資本関係又は人的関係が無いこと。

ア 資本関係があるとは以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

（ア）親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係があるとは以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

（ア）一方の会社の役員（社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係が無いこと。

(12) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団

イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するためにこれらを利用している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

4 参考資料の閲覧及び現場確認に関する事項

参考資料の閲覧及び現場確認を希望する者は、（第2-1号様式）、（第2-2号様式）により事前の申込みを行うとともに、（第2-3号様式）、（第2-4号様式）の誓約書を提出すること。

(1) 申込書の提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

ア 参考資料の閲覧及び現場確認申込書

必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出し、電話にて到着確認をすること。

イ 参考資料の閲覧及び現場確認に係る誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。

提出方法については、あらかじめ事務局まで電話にて連絡すること。

なお、持参にて提出する場合の受付は閲覧当日でも可とする。

(4) 閲覧に供する参考資料

ア 竣工図面（本施設）

イ 精密機能検査報告書

ウ その他参考資料（組合が承諾した資料に限る。）

(5) 参考資料の閲覧及び現場確認期間

令和8年6月18日（木）から令和8年6月23日（火）までの、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(6) 留意事項

ア 参考資料の閲覧及び現場確認を行う時間は、午前又は午後を1単位（最大3時間）とし、1社当たり閲覧と現場確認を併せて1単位とする。申込状況によっては、本組合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。また、閲覧開始時刻については各社の申請によるものとするが、終了時間については、午前は正午まで、午後は午後4時までとし延長はしない。

イ 参考資料の閲覧及び現場確認の参加人数は最大8名までとし、現場での質問は受け付けない。

ウ 閲覧に供する参考資料の貸し出しは、原則として行わない。

エ 参考資料の閲覧及び現場確認にあたっては、閲覧及び現場確認する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本組合の求めに応じてこれを提示すること。

5 入札参加資格に関する事項

(1) 資格審査申請書類の提出

入札参加者は、入札説明書類の記載に従い、資格審査申請書類を提出する。

ア 提出期限

令和8年7月10日（金）

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

提出にあたっては、提出日時を必ず電話にて前日の正午までに連絡のうえ、持参すること。

エ 提出書類（資格審査申請書類）

提出物	部数と提出方法
入札参加資格審査申請書（第 3-1 号様式）	左記の提出物をファイルに綴じ、 正 1 部、副（写） 2 部を提出する。
入札参加資格を満たしていることの誓約書 （第 3-2 号様式）	
し尿処理施設又は汚泥再生処理センター 基幹的設備改良工事又は新設工事の施工実績 （第 3-3 号様式）	
配置予定技術者の経歴書（第 3-4 号様式）	
参加資格審査結果通知返信用封筒	1 通 角形 2 号（240mm×332mm）の封筒に、 返信先を記載し、140 円切手を貼り付 けたもの。

オ その他

入札参加資格認定基準日は、入札参加資格審査申請書類の提出日とする。

(2) 参加資格審査結果の通知

本組合は、資格審査申請書類を提出した入札参加者に対し、参加資格審査結果を通知する。

ア 通知日

令和 8 年 7 月 22 日（水）

イ 通知方法

本組合から審査結果を郵送する。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、本組合に対してその理由の説明を求めることができる。

説明を求める場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。説明を求めた者に対する回答は書面により行う。

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 29 日（水） 午後 5 時

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

エ 提出書類

正 1 部（様式は自由とする。）

オ 回答日

受領後に随時

カ 通知方法

本組合から回答を郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査を通過した入札参加者が、入札参加資格審査申請書類の提出日から落札者の決定の日までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、入札参加資格を取り消し、本組合から書面にて通知する。

6 見積図書の提出に関する事項

(1) 見積図書の提出

入札参加者は、次により本工事に関する見積図書を提出すること。

ア 提出期限

令和8年8月28日（金）午後5時

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

エ 提出書類

提出書類及び提出部数は、次のとおりとする。

	提出物	部数と提出方法
見積 図書	①見積図書提出届（第4-1号様式）	①～⑤は、一纏めにしてファイルに綴じ、正本1部、副本8部を提出する。 ①～⑤に関する電子データを保存した電子媒体（USBメモリ）を提出する。電子データのファイル形式は、本組合より様式として示しているものはMicrosoft Word 及びMicrosoft Excel として提出すること。様式がないものはPDFとして提出すること。
	②見積設計図書（第4-2号様式） ※添付資料を含む	
	③見積書	
	④工事費内訳書（第4-3号様式） 機器明細書（第4-4号様式） 電気計装設備明細書（第4-5号様式） 維持管理費試算書（第4-6号様式） 点検補修費計算書（第4-7号様式）	
	⑤発注仕様書（案）変更要望書 （第4-8号様式）	
	⑥上記、①～⑤の電子データ （USBメモリによる）	

オ 見積設計図書の構成

見積設計図書として提出する書類を以下に示す。なお、様式は任意とする。

(ア) 設計仕様書

① 総則

- ② 計画に関する基本的事項
- ③ 主な工事内容
- ④ 機器リスト及び主要機器メーカーリスト
- ⑤ 土木・建築工事仕様
- ⑥ その他設備仕様
- (イ) 設計計算書
 - ① 設計条件
 - ② 水量収支及び汚泥量収支
 - ③ 工程別水質及び除去率
 - ④ 各設備必要容量・能力・数量等計算書
- (ウ) 図面
 - ① フローシート
 - ② 水位高低図
 - ③ 主要機器配置図（各階平面図、主要断面図等）
 - ④ 土木・建築図（必要に応じて作成のこと。）
 - ⑤ 計装フローシート、単線結線図、各種系統図
 - ⑥ 工事工程表（ネットワーク工程、仮設及び切回しに関する事項を含む）
- (エ) 維持管理費
 - ① 維持管理費試算書（電気、薬品等の費用）（第 4-6 号様式）
 - ② 点検補修費計算書（第 4-7 号様式）
- (オ) その他書類
 - ① 脱水機納入実績表
 - ② 工事施工計画書（次に示す工事について、1. 基本的な考え方（更新手順、更新工事期間、仮設の有無）、2. 特に留意したこと、3. その他等を記載する。）

【工事内容】

- ・乾燥焼却設備解体撤去工事
- ・前脱水設備工事
- ③ 基幹的設備改良工事後の CO₂ 排出量削減の見込み

カ 見積設計図書記載要領

提出書類の表紙及び内容には、会社名やロゴマークが入っていても問題ない。

(2) 見積上限額

見積上限額とする予算額は次のとおりである。見積額に消費税及び地方消費税額を加算した金額は予算額を超えないものとする。

予算額：2,270,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

（参考）

債務負担限度額 令和 8 年度 0% 令和 9 年度 38.5% 令和 10 年度 61.5%

7 改善指示書の送付

本組合は、必要に応じて 改善指示書を作成し、入札参加者に送付する。入札参加者は、改善指示書に応じて、改善承諾書の提出を行う。

詳細は、改善指示書にて当該入札参加者に個別に通知する。

- (1) 改善指示書送付時期
令和8年10月2日（金）予定
- (2) 改善承諾書の提出期限
令和8年10月（中旬）予定
※改善指示書の内容等により、個別に設定予定。
※様式等の詳細は、改善指示書に記載する。
- (3) 提出先
事務局
- (4) 提出方法
持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。
郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

8 発注仕様書の公表に関する事項

本組合は、各入札参加者が提出した見積図書を踏まえて発注仕様書を作成し、公表する。

- (1) 公表日
令和8年10月30日（金）予定
- (2) 公表場所
本組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。
<http://hokusatukouiki.jp/>

9 予定価格の公表に関する事項

本組合は、発注仕様書と併せて公表する。

- (1) 公表日
令和8年10月30日（金）予定
- (2) 公表場所
本組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。
<http://hokusatukouiki.jp/>

10 入札に関する事項

本入札は郵便入札にて執行する。

- (1) 入札書等到着期限及び提出方法
入札参加者は、下記のとおり入札書等（第5-1～2号様式）を提出すること。
なお、提出された入札書等は、開札日時まで開封せず、総務課施設整備係で厳重に保管する。
 - ア 到着期限
令和8年11月13日（金） 午後5時まで
 - イ 提出先
事務局
 - ウ 提出方法
一般書留又は簡易書留に限る。
なお、上記の方法以外で提出された入札書又は到着期限を過ぎて到着した入札書は受

け付けないものとし、不受理通知書を添えて郵送により、入札参加者へ返送する。

(2) 開札日時及び場所

ア 開札日時

令和8年11月16日(月) 午後1時30分

イ 開札場所

鹿児島県出水市野田町上名7918番地1

北薩広域行政事務組合 環境センター 2階会議室

(3) 開札立会

入札参加者のうち開札立会を希望する者は、下記のとおり開札立会申請書(第5-3号様式)を提出すること。

なお、開札立会を希望する者がいない場合は、総務課施設整備係以外の職員が立会う。

ア 提出期間

入札参加資格審査結果を受領した日から

令和8年11月13日(金) 午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

ウ 提出先

事務局

エ 立会者数

各入札参加者から1名とする。

オ 立会委任

代表者以外が立会いをする場合は、開札立会時に委任状(第5-4号様式)を提出すること。

(4) 入札の無効

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 入札参加資格のない者又は虚偽の入札参加申請をした者のした入札

ウ 2以上の入札書による入札

エ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

オ 入札要件(入札金額、工事名、工事場所及び氏名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

キ 封筒が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札

ク 指定された郵送方法以外の方法で送付した入札

ケ 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札

コ 郵送された封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札

サ 工事費内訳書が同封されていない入札

シ 工事費内訳書に記載された合計額が入札書に記載された金額と異なる入札

ス 入札書の金額、工事名及び工事場所と工事費内訳書の金額、工事名及び工事場所が相

違する入札

セ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると契約担当者が認めた場合の入札

ソ その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、低入札価格調査制度の調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）以上の価格で最低の入札をした者を落札者とする。

イ 低入札価格調査

最低の価格をもって有効な入札をした者が、調査基準価格未満の価格であった場合は、入札を保留し調査を実施したうえで落札者を決定する。

なお、調査は「北薩広域行政事務組合衛生センター基幹的設備改良工事入札に係る低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

ウ 同一価格者の入札

最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者が 2 者以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者（以下、「同一価格者」という。）に出席を求め、くじにより落札者を決定する。ただし、同一価格者全員が、現に立会いを行っている場合は、開札会場でくじを引くこととする。ただし、同一価格者が出席しないとき又は出席してもくじを引かないときは、総務課施設整備係以外の職員がくじを引くこととする。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(7) 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は導入する。

11 入札の辞退

入札書の郵送後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（第 5-5 号様式）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時まで

ただし、本組合が入札書を受領した後の入札辞退は認めない。

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

12 契約の締結に関する事項

(1) 契約の締結

本工事に係る契約については、北薩広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による組合議会の議決と同時に本契約としての効力を生じるものとする。

(2) 契約の無効

当該契約が組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、これにより落札者に生

じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 仮契約書案等の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、仮契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。

なお、提出期限までに仮契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

(5) 損害賠償等

本組合は、落札者が次のいずれかに該当する場合、落札者に書面で通知することにより、建設工事請負仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。

また、その場合において、本組合は、本組合に発生した損害を落札者に請求するものとし、落札者は本組合に対し、その損害の一切を賠償するものとする。

ア 落札者が自らの都合により契約を締結しないことを申し出たとき。

イ 落札者が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 本工事の入札に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は入札参加者が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(イ) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は入札参加者（以下、「落札者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、特定事業契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、特定事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する

行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) 特定事業契約に関し、落札者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

13 その他の留意事項

(1) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

なお、契約手続において使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

(3) 著作権

見積図書の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本組合は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

(4) 特許権等

入札参加者から提出される書類(入札書類を含む全て)において、それに含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、書類の提出を行った入札参加者が負うものとする。

(5) 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

(6) 本組合が提示する参考資料の取扱い

本組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(7) 入札の延期、中止など

本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。その場合、入札参加者は損害賠償等の請求はできない。

(8) 1者入札の取扱い

本入札の参加者が1者であった場合でも、本入札説明書に従って、落札者を選定する。

(9) その他

その他の詳細は「北薩広域行政事務組合財務規則(昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号)第2条の規定により準用する出水市契約規則(平成18年出水市規則第49号)」、「衛生センター基幹的設備改良工事入札説明書」、「衛生センター基幹的設備改良工事発注仕様書(案)」及び「衛生センター基幹的設備改良工事様式集」に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

第5章 事務局

1 事務局

入札参加者の募集に係る事務局は次のとおりである。

北薩広域行政事務組合 総務課施設整備係

〒899-0501

鹿児島県出水市野田町上名 7918 番地 1

TEL : 0996-68-8856

FAX : 0996-68-8754

E-mail : seibi@hokusatukouiki.jp

以上